

鹿児島県立学校の管理計画

平成 28 年 3 月
平成 30 年 3 月（追補版策定）
令和 8 年 3 月（改訂）

鹿児島県教育庁学校施設課

<目 次>

第1章 はじめに

1	背景	1
2	目的	1
3	本計画の位置付け	1
4	計画期間	1
5	対象施設	1

第2章 学校施設の目指すべき姿

1	安全・安心な学校づくり	2
2	快適な学校環境の確保	2
3	環境を考慮した学校施設	2

第3章 学校施設の実態

1	児童生徒数の推移	3
	(1) 高等学校	3
	(2) 特別支援学校	3
2	施設の保有量	4
3	学校施設の配置状況	5
	(1) 県立高校の配置状況	5
	(2) 県立特別支援学校の配置状況	6
4	特別支援学校	7
5	施設整備費の推移	7
6	今後の維持・更新コスト（従来型）	8
7	学校施設の老朽化状況の実態	9
	(1) 建物の基本情報の整理	9
	(2) 構造躯体の健全性の評価	9
	(3) 構造躯体以外の劣化状況等の評価	9
	(4) 評価を踏まえた課題	9

第4章 学校施設整備の基本的な方針等

- 1 学校施設整備の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 改修等の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 整備手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 目標使用年数の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 長寿命化の判定フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (4) 基本的な改修サイクルの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

- 1 改修等の整備水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 維持管理の項目・手法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第6章 長寿命化の実施計画

- 1 事業の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 改修等の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 長寿命化の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第7章 管理計画の継続的運用方針

- 1 情報基盤の整備と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 推進体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1章 はじめに

1 背景

県立学校施設については、保有面積のうち約6割が建築後40年以上を経過しており、多くの施設において大規模改修や改築が必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等に要する経費はますます増加することが見込まれている。

一方で、老朽化や財政状況等を勘案すると、現状のまま全てを維持していくことは困難であることから、中長期的観点に立ち、学校ごとに施設の集約化を検討しつつ、改築や長寿命化の対策を計画的に実施していく必要がある。

鹿児島県教育委員会においては、平成28年3月に「鹿児島県立学校の管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定し、計画的に施設の改修・更新を行い施設の長寿命化に努めてきたところであるが、計画期間が令和7年度に満了することから、改訂を行うものである。

2 目的

学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であることから、施設の老朽化状況を把握し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保し、安全で安心な質の高い学校施設の整備を計画的に実施することを目的とする。

3 本計画の位置付け

本計画は、県立学校の施設整備に係る基本方針とし、「鹿児島県公共施設等総合管理計画（平成27年3月）」（以下「総合管理計画」という。）に基づき策定する学校施設の個別施設計画として位置付ける。

4 計画期間

本計画は令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間を計画期間とする。

なお、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを実施する。

5 対象施設

本計画の対象施設は、教育庁学校施設課が所管する高等学校60校、中高一貫教育校1校、特別支援学校15校、中学校（夜間）1校の計77校とする（令和8年3月現在）。

第2章 学校施設の目指すべき姿

学校施設の老朽化対策など、安全で安心な質の高い学校施設の整備を推進する。

1 安全・安心な学校づくり

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全・安心を確保することなどが極めて重要である。

老朽化した学校施設の適時適切な改築や改修を行うとともに、建物法定点検等により施設の安全確保を図る。

2 快適な学校環境の確保

学校施設の改築や改修に当たっては、障害の有無、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設を目指してユニバーサルデザイン化を図るなど、快適な学校環境の確保を推進する。

3 環境を考慮した学校施設

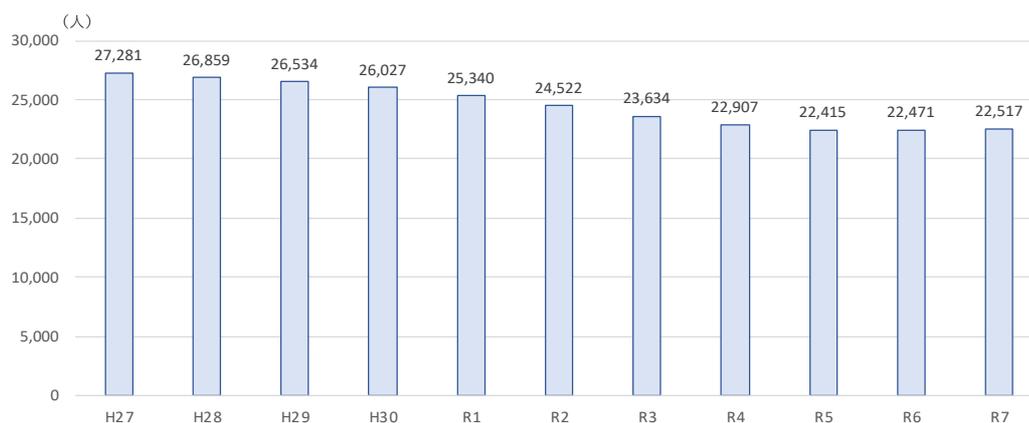
地球温暖化防止等の環境保全に積極的に貢献することを目指し、省エネ性能の高い設備や機器への切替え、省エネ配慮の建築・改修の推進などを図るとともに、「県建築物等木材利用促進方針」に基づき、学校施設の木造化・木質化を促進する。

第3章 学校施設の実態

1 児童生徒数の推移

(1) 高等学校

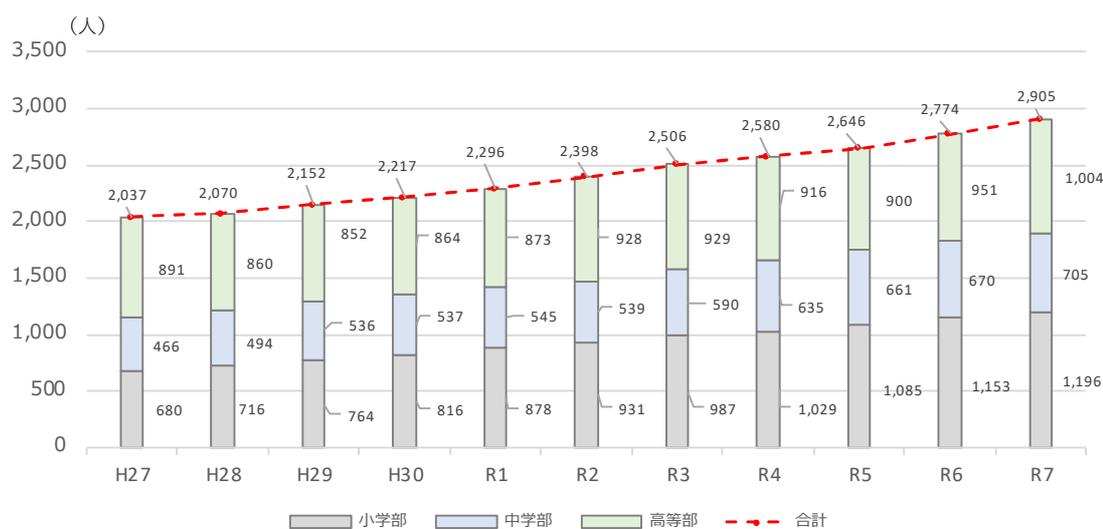
県立高等学校の生徒数は年々減少しており、平成27年度から令和7年度の10年間で約4,800人減少している状況である。



(出典：学校基本調査) ※令和7年度は速報値

(2) 特別支援学校

特別支援学校の児童生徒数は年々増加しており、平成27年度から令和7年度の10年間で約900人増加している状況である。



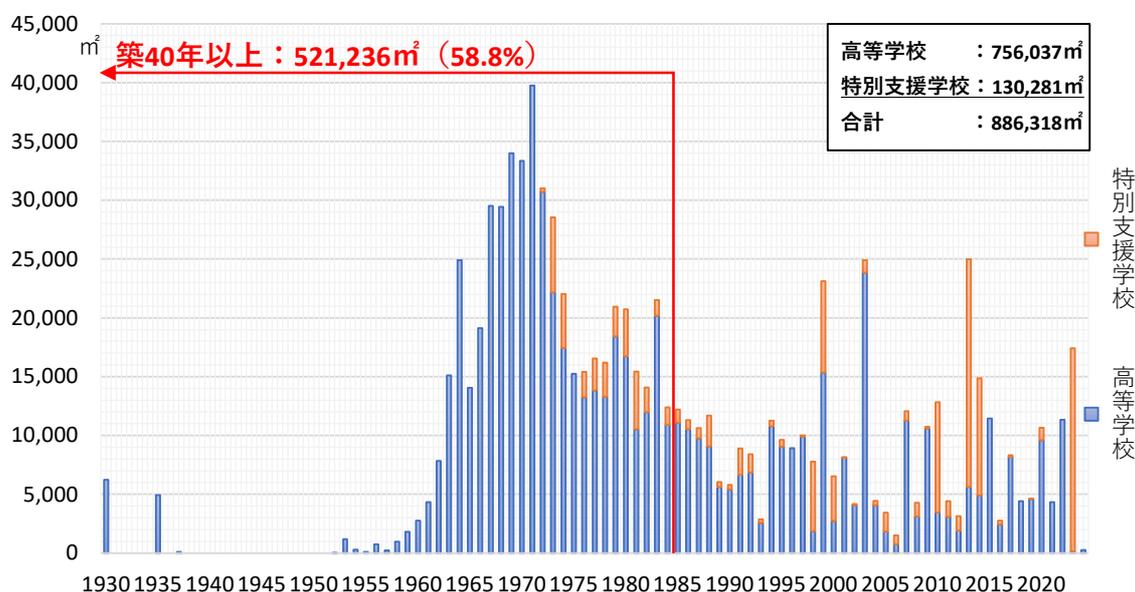
(出典：学校基本調査) ※令和7年度は速報値

2 施設の保有量

対象施設を建築年ごとの延べ面積で見ると、1960年（昭和35年）頃から施設の整備数量が増え始め、1971年（昭和46年）に施設整備のピークを迎えている。

その後は、概ね減少傾向にあるが、新設校の開校に伴う施設整備や老朽化による改築整備のため、整備数量の増が見られる年もある。

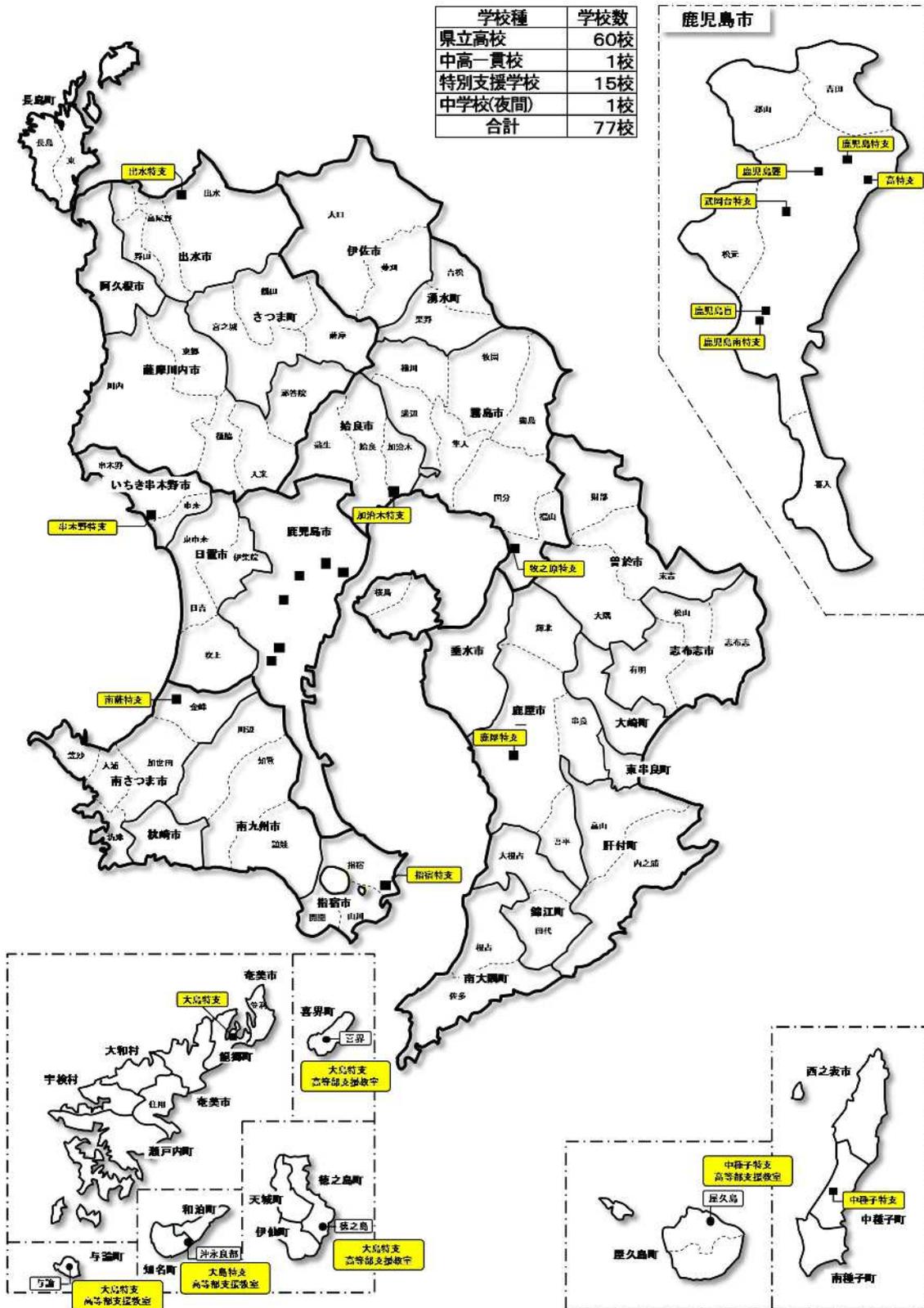
2024年（令和6年）時点では、施設整備ピーク時の1971年頃の建築が、築50年を経過しており、築40年以上経過に伴う改修を要する面積が、全体の約6割となっている。



築年数 (x)	高校 (㎡)	特別支援 (㎡)	合計 (㎡)	割合	割合 (累積)
$x \geq 60$	71,732	0	71,732	8.1%	8.1%
$60 > x \geq 50$	269,624	11,298	280,922	31.7%	39.8%
$50 > x \geq 40$	144,523	24,059	168,582	19.0%	58.8%
$40 > x \geq 30$	78,578	10,661	89,239	10.1%	68.9%
$30 > x \geq 20$	88,012	19,753	107,765	12.2%	81.0%
$20 > x \geq 10$	46,678	45,709	92,387	10.4%	91.5%
$10 > x$	56,890	18,801	75,691	8.5%	100.0%
合計	756,037	130,281	886,318	100.0%	

築年数 (x)	高校 (㎡)	特別支援 (㎡)	合計 (㎡)	割合
$x \geq 40$	485,879	35,357	521,236	58.8%

(2) 県立特別支援学校の配置状況



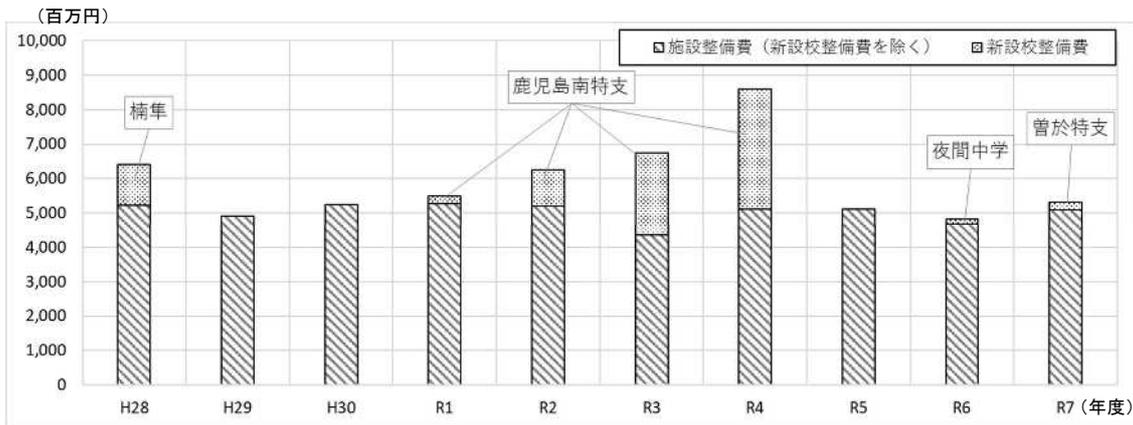
4 特別支援学校

本県においては、令和4年度、特別支援教育が必要な児童生徒の増加に伴う特別支援学校における施設の狭隘化や通学時間等の課題解決などを図るため、今後の本県特別支援学校等の教育環境改善に向けた方向性について調査・研究及び検討を行う鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会を設置し、令和5年2月、同委員会において、曾於地区、伊佐・湧水地区、始良地区の分置が望ましいとの提言が行われている。

引き続き、これらの特別支援学校の分置に向けて取り組む必要がある。

5 施設整備費の推移

県立学校に係る施設整備費は、概ね50億円で推移している（新設校の開校に伴う施設整備に要する費用を除く）。



	(百万円)										
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
施設整備費 (新設校整備費を除く)	5,237	4,915	5,239	5,276	5,209	4,355	5,106	5,119	4,678	5,091	
高校建物	(4,140)	(4,118)	(3,944)	(3,835)	(4,123)	(3,167)	(3,751)	(3,347)	(2,775)	(3,617)	
産振施設	(171)	(142)	(237)	(255)	(75)	(126)	(66)	(511)	(222)	(108)	
空調整備	(227)	(119)	(289)	(206)	(305)	(207)	(186)	(410)	(262)	(303)	
運動場	(162)	(221)	(190)	(107)	(114)	(215)	(206)	(336)	(359)	(145)	
体育施設	(92)	(98)	(73)	(22)	(144)	(120)	(209)	(164)	(224)	(278)	
特支建物	(446)	(217)	(506)	(851)	(448)	(519)	(687)	(351)	(835)	(639)	
新設校整備費	1,182	0	0	211	1,048	2,387	3,493	0	157	221	

(参考)

光熱水費	745	704	662	657	677	675	669	1,018	807	845
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----

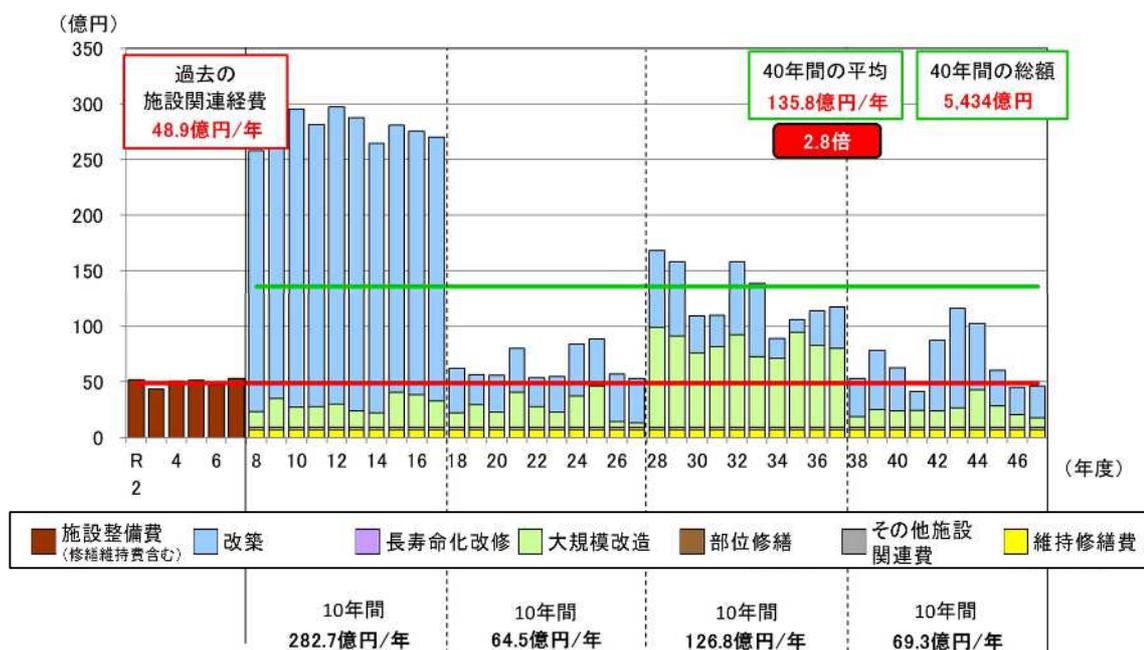
※ 国補正に伴う前倒し前の当初予算額及び追加補正額の合計

6 今後の維持・更新コスト（従来型）

建築後 47 年経過後に建て替える従来の修繕・改修を今後も続けた場合、今後 40 年間のコストは 5,434 億円（136 億/年）を要する。

これは、過去 5 年間の施設関連経費の約 2.8 倍のコストであり、特に令和 8～17 年の 10 年間では、建替えが集中するため約 5.8 倍のコストがかかる。

今後の維持・更新コスト(従来型)



7 学校施設の老朽化状況の実態

既存の建物が今後どの程度の期間使用が可能かを判断し、建物の改修方法や時期等を検討するために、保有する建物の構造躯体の健全性と構造躯体以外の劣化状況を、文部科学省の「学校施設の長寿命化策定に係る解説書（平成29年3月）」（以下「解説書」という。）等に基づいて評価した。

（1）建物の基本情報の整理

学校施設台帳を基に「公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）」を用いて整理を行った。

（2）構造躯体の健全性の評価

旧耐震基準（昭和56年5月31年以前の基準）の鉄筋コンクリート造の建物について、耐震診断報告書の結果から、コンクリートの圧縮強度の数値を参照し、13.5N/mm²以下の建物については「要調査」、13.5N/mm²を超える数値については、「長寿命化」として評価を行った。

（3）構造躯体以外の劣化状況等の評価

構造躯体以外の劣化状況評価を「屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備」の5つに項目分けをし、評価を行った。

具体的な評価方法として、「屋根・屋上」、「外壁」については、県の施設カルテ^{※1}の評価基準に基づき、また、「内部仕上げ」、「電気設備」、「機械設備」については、文部科学省の解説書の評価基準を参考に経過年数により、A～Dの4段階^{※2}で劣化状況の判定を行い、これらの結果と配分率を基に「健全度」として評価を行った。

（4）評価を踏まえた課題

老朽化状況の実態を踏まえた課題として以下のものがある。

- ・ コンクリートの圧縮強度が低い建物が全体の約1割ある。
- ・ 給排水設備や電気設備については、多くの学校において、整備から相当の期間を経過し、劣化が進んだ状況にある。

※1 県が保有する公共施設施設（建物）の見える化を図るため、所在地をはじめとした基本情報、収支、老朽化の状況などを「施設基本情報シート」と「施設評価シート」にまとめ、今後のマネジメントの推進（運営・維持管理の見直し、具体的なあり方の検討など）に活用するもの。毎年度更新する。

※2 評価基準

「屋根・屋上」、「外壁」

施設カルテの以下の4～1の評価レベルの基準をそれぞれA～Dとして判定

4 (良好)	特に問題なし
3 (比較的良好・要観察)	改善が職員でも可能。または、改善箇所が部分的なもの
2 (不良箇所有・計画対応)	今後、施設維持に支障が出てくると考えられ、修繕が必要なもの
1 (重度の不良有・早急対応)	施設利用者に影響を及ぼすなど、危険と思われ、早急に修繕が必要なもの

「内部仕上げ」、「電気設備」、「機械設備」

解説書の評価基準を参考に、以下の経過年数により判定

A	建築（改修）年から20年未満
B	建築（改修）年から20年以上40年未満
C	建築（改修）年から40年以上60年未満
D	建築（改修）年から60年以上

第4章 学校施設整備の基本的な方針等

1 学校施設整備の基本的な方針

学校施設の整備については、長期的視点に立って校舎等の老朽化の現状や学校施設を取り巻く環境等を総合的に把握した上で、優先度を考慮しながら、改築や長寿命化の対策を計画的に行う。

将来にわたり長く使用する施設については、計画的な改修を行うとともに、点検等に基づく修繕を行い、損傷が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理に努めることで、施設の長寿命化を図り、適切な施設機能の維持や安全性の確保を図る。

長寿命化を前提に既存ストックを有効に活用するとともに、構造体の問題等による技術的要因及び利用形態等の変化による機能的要因などにより、長寿命化を図ることが適当でない施設については、機能の集約化を図ることにより必要最小限の規模に限定した改築を実施することとし、不要な建物については、計画的に解体する。

また、特別支援学校については、曾於地区、伊佐・湧水地区及び始良地区への分置が望ましいとされた鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会の提言を踏まえて対応する。

(参考) 上位計画における施設整備の位置付け

ア 総合管理計画の『県有施設等の管理に関する基本的な考え方』

財政負担の軽減を図るとともに、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を目指すため、「保有総量の縮小」、「効率的な利活用の推進」、「長寿命化の推進」の3つの考え方を柱として、これらに基づく取組を推進する。

イ かがしま未来創造ビジョンの『安全で安心な学校づくり』

学校施設の耐震化や老朽化対策など、安全で安心な質の高い学校施設の整備を推進します。

ウ 鹿児島県教育振興基本計画の『安全・安心な学校づくり』

学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な改築や改修整備を行うとともに、建物法定点検等により施設の安全確保を図ります。

2 改修等の基本的な方針

(1) 整備手法

厳しい財政状況の下では、従来の改築を中心とした老朽化対策では、対応しきれない施設が大幅に増加する恐れがあることから、既存施設の有効活用を図る長寿命化改修を中心とした対策への転換を図る。

ア 改築・非改築基準

改築については、次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

原則として改築時には施設規模を縮小することとし、極力複数の棟をまとめることにより、集約化を図る。

なお、校舎と屋内運動場の改築時期が異なる場合は、将来の屋内運動場等改築のため、敷地に余裕のある配置計画を検討する。

(ア) 技術上の判断基準

- a 概ね建築後 60 年以上経過しており、大規模改修後 10 年以上経過している建築物
- b コンクリートの圧縮強度が低い建築物（13.5N/mm²以下）
- c 鉄筋コンクリート劣化が激しく、改修後の使用年限が不透明な建築物
- d 中性化が進行している建築物
- e 鉄骨造及び木造で、建築後 40 年以上経過しており、構造躯体の腐食や劣化の著しい建築物

(イ) 機能上の判断基準

- a 良好な学習環境の確保
耐震補強により著しく学習環境が損なわれ、使用に耐えられないと判断された建築物
- b 機能性
改修では新しい施設需要（政策決定、方針又は基準に基づくものに限定）に基本的に対応できないと判断された建築物や、新たな施設需要に対して増築（改修）する場所がない又は増築することにより学校運営に支障が生じる等により増築（改修）が不相当と判断された建築物

(ウ) 立地条件での判断基準

自然災害による被害発生の危険性が高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域等）に立地している建築物

(エ) 財政上の判断基準

- a 経済性の評価における改築基準
大規模改修に要する費用に比べて改築した場合の費用の差が小さい建築物

- b 政策的改築計画の策定における改築基準
建築後概ね 40 年以上経過した建築物で、予算の平準化を図る上で、計画的な改築が必要と認められる建築物

イ 大規模改修基準

建築後 20 年以上を経過する建築物、大規模改修（長寿命化改修）後、概ね 20 年を経過している建築物

なお、大規模改修を行う場合には、余裕教室の有無を確認し、集約化を図る。

ウ 長寿命化改修基準

建築後 40 年程度を経過し、躯体が健全である建築物

エ 部分的な改修基準

安全上支障があるものについては、随時改修を行う。

その他一部改修等については、次のいずれかに該当する場合は、改修を行うことができる。

(ア) 外壁改修、屋上防水

a 外壁落下の可能性のある建築物で改修後 10 年以上経過している建築物

b 雨漏りが見られ、学校活動に支障を来している建築物

(イ) 内部改修

a 大規模改修後の利用形態の変更等により、改修が必要な建築物

b 大規模改修の必要が無い建築物で、部分的に改修する必要がある建築物

(ロ) バリアフリー化改修（ユニバーサルデザインの推進）

改修等に当たっては、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(ハ) トイレの洋式化等

生活スタイルの変化や衛生環境改善の視点等を踏まえ、和式トイレの割合が高い建築物等の洋式化・乾式化を図る。

(ニ) 環境負荷低減改修

省エネ性能の高い設備や機器への切替え（空調設備、LED等）、省エネ配慮の建築・改修の推進を図る。

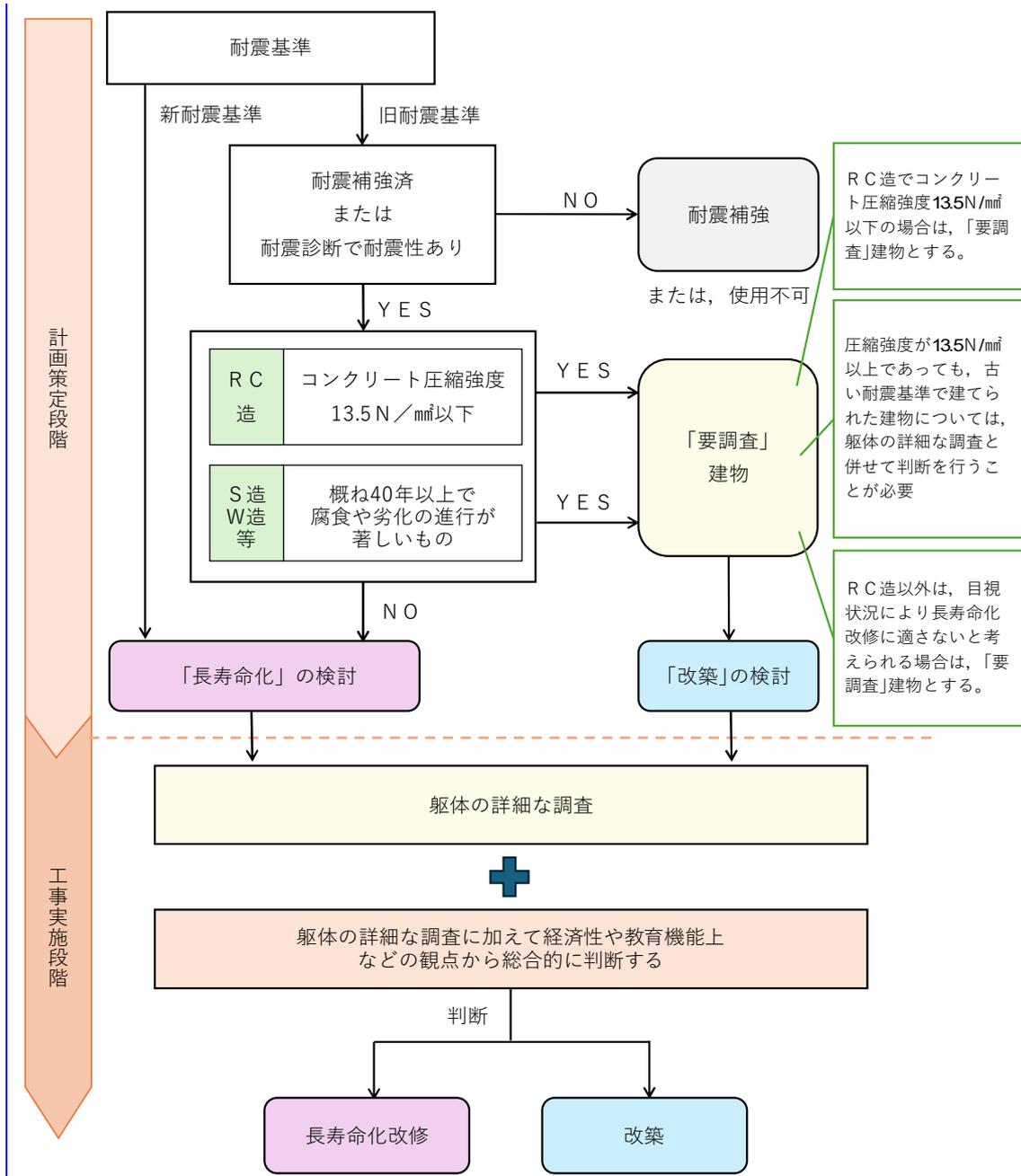
(2) 目標使用年数の設定

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において47年（以下「法定耐用年数」という。）と定められているが、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成27年4月文部科学省）では、物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度持たせるような長寿命化が可能であるとされている。

また、現状として築40年以上の棟が全体の6割程度を占めており、法定耐用年数を超過したという理由で、これら全ての棟について改築を行うことは困難である。

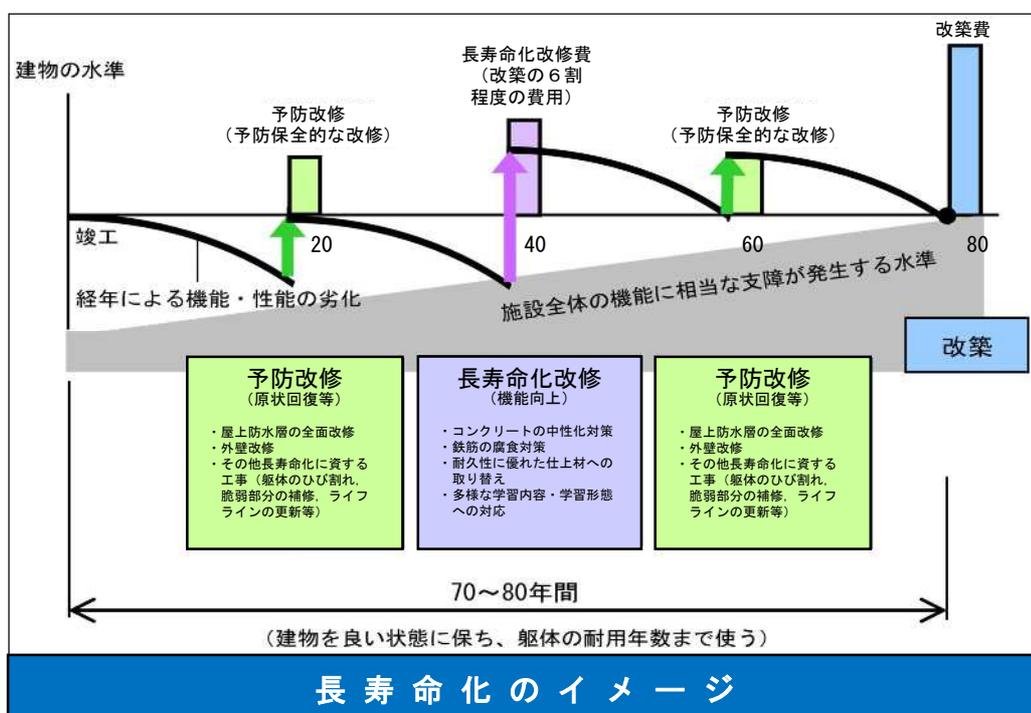
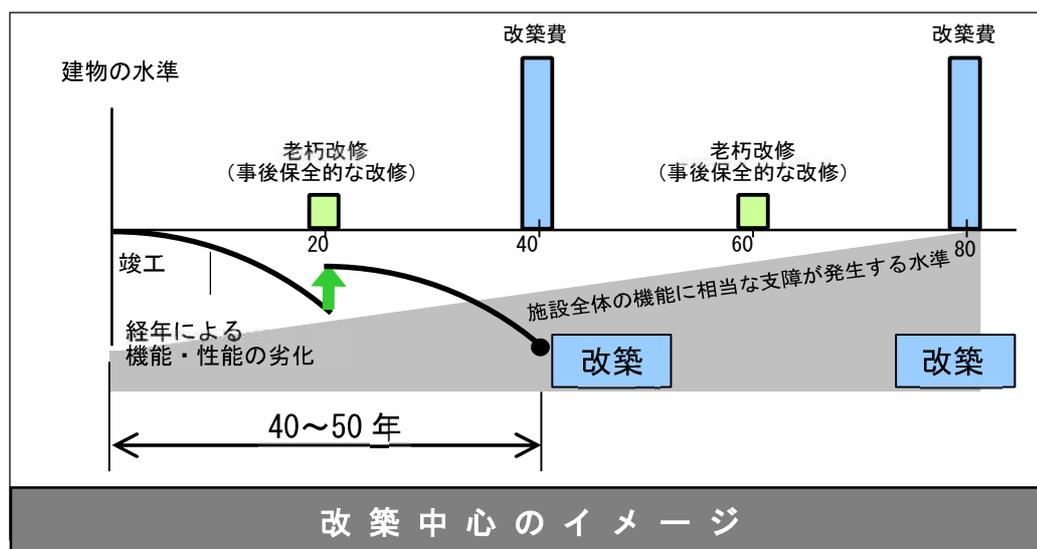
これらのことから、躯体が健全な棟については、物理的な耐用年数である80年を目標使用年数とする。

(3) 長寿命化の判定フロー



(4) 基本的な改修サイクルの設定

目標使用年数の期間，安全に施設を使用するために，築20年経過後に原状回復のための改修を行い，目標使用年数の中間期である築40年経過後に長寿命化改修を実施し，その後改築までの期間に再度原状回復のための改修を行うなど，定期的に必要な改修を行うことで建物を長寿命化する。



(出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(平成29年3月文部科学省))

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

1 改修等の整備水準

大規模改修，長寿命化改修等の実施に当たっては，単に建築時の状態に戻すのではなく，関係法令に適合させ，構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに，省エネ化や多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供など現代の社会的な要請に応じるための改修を行う。

以下に，調査項目ごとの基本的性能（整備水準）を例示する。特段の対応は必要ない（良好）か，部分的な補修，修繕で対応可能な（比較的良好・要観察）状況であることが望ましい。

目的	項目	基本的性能（整備水準）
安全面	敷地	アスファルト舗装やインターロッキングなどに有害な陥没や不陸がないこと 塀に目立った亀裂がないこと
	躯体	目立った損傷がないこと
	屋根	防水層に目立った膨れや破れ等がないこと 雨漏りがないこと（暴風時の横雨を除く）
	外壁	タイル，モルタルに目立った浮き，割れ，剥離がないこと 鉄筋の露出がないこと
	外部建具	開閉動作が良好であること ガラス押えが硬化していないこと
	内装	天井や壁材に目立ったずれ，ひび割れ，染み等の異常がないこと 床面にたわみがないこと
機能面	電気・ガス・給排水・空調・衛生設備	電灯器具類に劣化がないこと 接触不良がないこと ガスや給排水の配管に漏れ，詰まりがないこと 異音，異臭がないこと 点検業者からの指摘がないこと
	バリアフリー	エレベータの点検結果に異常がないこと 段差の解消に努めること 和式トイレの洋式化を推進し，一定数のバリアフリースイレを確保すること
環境面	断熱性能	グラスウール等に垂れ下がり等の劣化がないこと（体育館天井等断熱材表し部分） 遮熱，断熱性能の向上に努めること
	設備の高効率化	照明設備のLED化を推進すること
	木材利用	木材利用の推進に努めること

2 維持管理の項目・手法等

施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性への影響を与えるような劣化・損傷の程度や原因等の把握に努めるとともに、劣化・損傷の進行の可能性や施設に与える影響などについて評価を行う。

劣化調査を行う項目

敷地	1	敷地内のアスファルト舗装，路面に敷き詰めたレンガ状ブロックなどに大きなひび割れ，陥没，傾斜，損傷はないか。
	2	側溝の蓋などに損傷や，排水溝本体の損傷や，排水不良はないか。
	3	塀（ブロック，コンクリート）や，擁壁に亀裂，変形，傾きはないか。また，門やフェンス（鋼製）に腐食，変形，傾きはないか。
屋根防水	4	屋上表面材（シート防水層等）の膨れ，めくれ，破れ，金属屋根の錆や剥がれ，瓦の欠損などはないか。
	5	屋上の縁の立ち上がり（パラペット）や笠木（天端）モルタルにひび割れ，浮き，腐食はないか。
	6	看板アンテナ，スピーカー，鉄塔，ソーラーパネル，架台等の取付物で，基礎コンクリートの亀裂・破損，本体及び配管・配線等の腐食，劣化，変形，傾き等はないか。
外壁	7	タイル，モルタル，石等の仕上げ材，あるいは吹き付けなどの塗料仕上げに，亀裂，浮き，剥離等はないか。
	8	金属パネルに錆は無い。PC版等のパネル系の剥がれや劣化はないか。木材壁の割れはないか。
	9	RC造：鉄筋の露出がないか，錆汁がないか，軒裏の剥離はないか。 鉄骨造：鉄骨の変形や塗装の剥げ，錆の発生が出ていないか。接続部のボルトに破損はないか。 木造：木部材が腐食していないか。白蟻等の被害はないか。 その他の構造：上記の内容に準じる。
外建具等	10	開閉動作は良好か。
	11	建具及びガラス廻りシーリングの硬化状況
	12	建具の劣化
	13	自動ドア・シャッター・重量スチール扉等開閉に異常はないか。
居室等	14	鉄骨外部階段，タラップ，手摺等の鉄部の状況
	15	天井にずれ，ひび割れ，しみ等の異常は見当たらないか。
	16	内壁に浮き，ひび割れ等の異常は見当たらないか。
	17	床面にひび割れ，たわみ等の異常は見当たらないか。
電気設備	18	テレビ・照明・スピーカー等は，建物構造体に，所定の取付方法でしっかり固定されているか。
	19	電灯・電話設備の器具に劣化はないか。 不通や点灯しないなどの不具合はないか。
	20	受変電設備定期点検等による指摘はないか。
	21	自家発電装置，異音・異臭・警報ランプの点滅などはないか。
	22	動力設備の機器に錆等は発生していないか。
機械設備	23	非常用照明・火災報知器定期点検等による指摘はないか。
	24	空調機器冷却塔，空調・換気設備の配管等から水漏れ，油漏れ，腐食，異音，異臭はないか。
	25	換気・排煙設備等腐食，異音，異臭はないか。
給排水衛生設備	26	昇降機点検業者からの指摘事項はないか。
	27	給排水衛生設備からの水漏れ，配管からの水漏れが無い，もしくは滞水（流れない）はないか。
	28	受水槽点検業者からの指摘事項はないか。
	29	消火設備等定期点検等による指摘はないか。

第6章 長寿命化の実施計画

1 事業の考え方

既存建物の活用については、原則、長寿命化を図ることとするが、老朽化施設の急激な増加に伴い将来の改築費用の増大が予想されるため計画的に改築を行う。

改築事業については、必要最小限となる施設規模とし、集約化を行うと同時に、予算の平準化を図る。

予算配分の目安

事業内容	予算額	事業実施校の目安
高等学校整備費		
改 築	約 17.6 億円	1校～3校程度
改 修	約 20.8 億円	
大規模改修	(約 11.6 億円)	2校～5校程度
産業教育施設	(約 2.0 億円)	3校～5校程度
空調整備	(約 2.7 億円)	4校～8校程度
運動場整備	(約 2.5 億円)	2校～4校程度
体育施設整備	(約 2.0 億円)	3校～6校程度
特別支援学校整備費	約 5.1 億円	3校～7校程度
維持補修	約 7.1 億円	
合 計	約 50.6 億円	

※ 過去5年間（令和3年度～令和7年度）の当初予算額の平均

2 改修等の優先順位

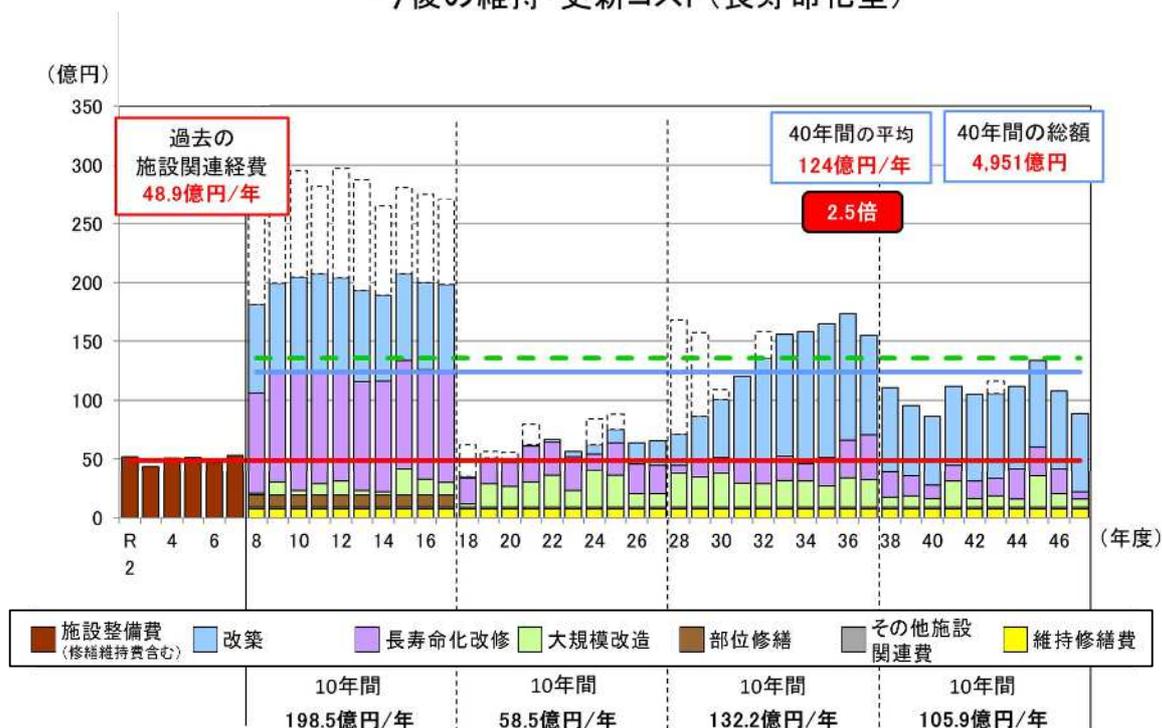
学校単位での校舎等の改築や大規模改修、長寿命化改修の検討を行う際の優先順位の考え方は、次のとおりとする。

- ・ 原則として、建築年度からの経過年数が長く躯体の健全度の低い建物から改築を計画する。
- ・ 原則として、建築年度又は大規模改修若しくは長寿命化改修からの経過年数が長い建物から大規模改修又は長寿命化改修を計画する。
- ・ 点検結果、劣化状況等を踏まえ、緊急性が高いと判断される施設は、実施時期の前倒しを検討する。
- ・ 改修事業費が一定年度に集中しないよう、実施時期の平準化を図る。

3 長寿命化の効果

「目標使用年数の設定」で、躯体が健全な棟については、築80年を目標使用年数と設定したことから、長寿命化が可能な棟については築80年で改築をするものとして、試算を行った結果、今後40年間の施設整備の総額は4,951億円となり、従来型から約480億円の削減が図られる。

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



4 今後の取組

築後80年で改築する長寿命化型への転換により、今後40年間で必要となる施設整備の総額の削減は図られるが、それでもなお、1年当たりの平均は、これまでの施設関連経費の約2.5倍の費用が必要となる。

このため、今後の施設整備に当たっては、全ての建物の長寿命化を図るのではなく、改修や利用率の低い施設の除却等の検討を行うとともに、施設を更新（改築）する場合は、必要最小限の規模とし、機能の集約化を図るなどあらゆる方法を組み合わせて、より効果的な施設整備となるよう取り組むこととする。

第7章 管理計画の継続的運用方針

1 情報基盤の整備と活用

計画の見直し等を行うための基礎資料とするため、改築工事や改修工事等を実施した棟については、毎年度データベースを更新し、工事情報の蓄積を行う。

また、建築基準法第12条に基づく定期点検（建築物、建築設備、防火設備）等の情報を活用し、建物の劣化情報等を蓄積する。

2 推進体制等の整備

学校施設の管理計画を継続的に運用していくため、学校や関係部局と連携し、必要な情報の把握や共有に努め、長寿命化改修等を着実に実施していく。

また、学校施設における課題等の共通認識を持って業務に当たるため、学校長や事務長を対象に定期的に研修会を実施する。

3 フォローアップ

P D C Aサイクルを活用した継続的な取組を推進し、本計画の実効性を確保するとともに、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを実施する。

